

改 正 後	現 行
第3 実施対象地区 1～3 （略） 4 要綱第4の(1)のエの農村振興局長が別に定めるものとは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山交付金要領」という。）<u>別紙1運用1の第2の1</u>に規定する経営体育成型及び2に規定する耕作放棄地型、運用4の第4の1の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型並びに別紙2運用2の第2の1の(1)及び2の(1)に規定する事業を行う場合をいう。 5 （略） 6 要綱第4の(3)の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。 (1) 競争力要領<u>別紙1の第6の1の(2)</u>により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画又は<u>別紙3の第5</u>に定める畜産活性化計画 (2) 高度化要領<u>別紙2の第6の1の(1)のイ</u>により市町村が作成する農業農村活性化計画 (3) （略） (4) 農山交付金要領<u>別紙1運用1の第5の1の(2)</u>に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは<u>第4の2の(1)</u>に定める耕	第3 実施対象地区 1～3 （略） 4 要綱第4の(1)のエの農村振興局長が別に定めるものとは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山交付金要領」という。）<u>別紙1－1運用1の第2の1</u>に規定する経営体育成型及び2に規定する耕作放棄地型、運用4の第4の1の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型並びに別紙2運用2の第2の1の(1)及び2の(1)に規定する事業を行う場合をいう。 5 （略） 6 要綱第4の(3)の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。 (1) 競争力要領<u>別紙1の第6の1の(1)のイ</u>により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画、<u>第6の2の(2)のイにより市町村が作成する特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画</u>又は<u>別紙3の第4</u>に定める畜産活性化計画 (2) 高度化要領<u>別紙2の第5の1の(1)のイ</u>により市町村が作成する農業農村活性化計画 (3) （略） (4) 農山交付金要領<u>別紙1－1運用1の第5の1</u>に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは<u>第4の2</u>に定める耕作放棄

作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第5の2に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用4の第5に定める畜産活性化計画又は別紙2運用2の第5の1に定める畑地帯集積促進整備計画農業農村活性化計画

(5) (略)

7 (略)

第5 事業の実施報告等

要綱第6に定める報告は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) (略)

(2) 知事は、対象事業の完了年度の補助事業実施報告を行うときは、経営体育成促進事業達成状況報告書（別記様式2）を地方農政局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては、直接）農林水産大臣に提出するものとする。

地解消等基盤整備基本構想及び第5の2に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用4の第5に定める畜産活性化計画又は別紙2運用2の第5の1に定める農業農村活性化計画

(5) (略)

7 (略)

第5 事業の実施報告等

要綱第6に定める報告は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) (略)

(2) 知事は、対象事業の完了年度の3月末日までに、経営体育成促進事業達成状況報告書（別記様式2）を地方農政局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては、直接）農林水産大臣に提出するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。